

企画競争説明書

業務名称：エルサルバドル国海岸線における橋梁再建のための能力向上アドバイザー業務

調達管理番号：22a00602

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年10月12日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年10月12日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：エルサルバドル国海岸線における橋梁再建のための能力向上アドバイザー業務
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年12月 ～ 2025年11月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。
- (5) 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
 - 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

- (2) 事業実施担当部
社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年10月18日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年10月19日 12時
3	質問への回答	2022年10月24日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年10月28日 12時
6	プレゼンテーション	行いません
7	評価結果の通知日	2022年11月11日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・「第 3 章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記 4. (1) 選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記 (2) の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記 4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記 4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（3）提出先

1）プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2）見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

（4）提出書類

プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「エルサルバドル国海岸線における橋梁再建のための能力向上アドバイザー業務」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

エルサルバドルを含む中米地域は、その地理的な条件から集中豪雨、地震など各種の自然災害の影響を受けやすく、「世界銀行」が2005年にまとめた「Natural disaster hotspots: a global risk analysis」によると、全土の88.7%が災害リスク地域であり、全国民の95.4%が災害リスク地域に居住している。2020年5月の熱帯暴風雨アマンダでは約30,000世帯が被災し、斜面崩壊991箇所、地滑り43カ所、落橋4カ所等の被害が及んでおり、人々の生活だけでなく公共インフラへの損害や交通、物流および国の経済活動に大きな影響を与えている。

エルサルバドルの海岸道路（CA-2）には、国全体に存在する橋の約20%を占める222の橋梁があり、コンクリート、鋼、ベイリー等、橋梁形式も多岐に渡る。これらの橋梁の多くは、1950年～1970年に建設されており、そのほとんどで損傷が発生し、補修が必要な状況である。2009年に洪水被害を受けた海岸道路（CA-2）の主要橋であるMelara橋は流失し、応急復旧として整備された仮設橋は、本復旧することなく未だに使用し続けている状況である。

エルサルバドルの海岸地域は国土の約34%であり、そこに位置する海岸道路（CA-2）は14の県のうち9県を横断、沿線には150万人が居住している。また、国内及び中米地域の物流ロジスティックスにおいて重要な貨物輸送ルートとしての機能だけでなく、エルサルバドルの豊かな土壌の50%がこの地域に集まっており農業生産性に優れていることや、サーフィン国際大会の開催地となる等、経済・産業開発のポテンシャルが高いことから、現政権の国家開発戦略として「サーフシティ構想」が計画/実施されている。

これまでJICAは、「公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト」のフェーズ1（2012年～2015年）、フェーズ2（2016年～2021年）を実施し、先方機関である公共事業省気候変動・リスク管理戦略局（DACGER）に対し、自然災害（特に豪雨災害）にかかる橋梁、斜面、排水等道路インフラの災害リスク削減のための組織の能力強化、リスク診断、災害リスク削減事業の計画/実施および災害発

生時の迅速な緊急復旧作業の実施体制作り等の技術支援を図った。一方、公共事業省の橋梁の維持管理能力は十分でなく、限られた予算内で橋梁を再建する能力や橋梁の点検から診断、補修工法に関する、マニュアルの作成など能力強化が喫緊の課題となっている。かかる状況の下、エルサルバドル政府は海岸道路（CA-2）に位置する橋梁に焦点を当て、橋梁再建のための能力向上を目的とした支援を要請した。

第3条 プロジェクトの概要

(1) 上位目標：

エルサルバドル国内の橋梁が適切に維持管理される。

(2) プロジェクト目標：

MOPT職員の橋梁維持管理に関する能力が向上する。

(3) 成果

成果1：MOPT職員の橋梁の点検に関する能力が向上する。

成果2：MOPT職員の橋梁の診断に関する能力が向上する。

成果3：MOPT職員の橋梁の補修に関する能力が向上する。

成果4：橋梁維持管理に関する点検から診断、補修工法に関するマニュアル及びデータベースが作成され、プロジェクトの成果が国内外で共有される。

(4) 活動

活動1-1：

MOPT及びFOVIAL職員が、海岸道路（CA-2）にある橋梁の損傷を点検する能力を向上する。

活動1-2：

MOPT及びFOVIAL職員が現存の点検チェックリストを改善する。

活動1-3：

MOPT及びFOVIAL職員に現存の橋梁台帳の問題点を分析し改善のための提案を行う。

活動1-4：

点検に関してi-Constructionに関連する最新技術の知見を深める。

活動1-5：

MOPTが管理する海岸道路（CA-2）に位置する橋梁にて、活動1-1から活動1-4の内容を実施する。

活動2-1：

点検及び現存する情報をもとにして橋梁ごとに診断表を作成する。

活動2-2：

とりまとめた結果から橋梁ごとに安全性について評価する。

活動3-1：

様々な損傷に対して適切な補修工法を整理する。

活動3-2：

各補修工法について、工法の概要、材料の特徴、概算単価を記載した一覧を作成する。

活動3-3：

活動3-1、3-2を通して、MOPT及びFOVIAL職員が優先順位をつけて補修計画または架け替え計画に関する案を作成する。

活動3-4:

補修に関してi-Constructionに関連する最新技術の導入の可能性を評価する。

活動3-5:

補修計画策定の中からパイロットプロジェクトを実施する。

活動4-1:

橋梁の点検、診断、補修のマニュアルを作成する。

活動4-2:

橋梁の維持管理データベース（アプリ）を構築する。

活動4-3:

プロジェクトで得た知識を、国内及び中米地域を対象としたセミナーを通して共有する。

(5) 対象地域

エルサルバドル海岸線—沿岸線に位置する9県（西側からアウアチャパン県、ソンソナテ県、ラ・リベルタ県、サン・サルバドル県、ラ・パス県、サン・ビセンテ県、ウスルタン県、サン・ミゲル県、ラ・ウニオン県）。

(6) 関係官庁・機関

公共事業運輸省Ministry of Public Works and Transportation（以下「MOPT」という。）

MOPT気候変動・リスク管理戦略局 Climate Change Adaption and Strategic Risk Management Department（以下「DACGER」という。）

MOPT公共事業計画局Research and Development of Public Works Department（以下「DPOP」という。）

道路保全基金El Salvador Road Conservation Fund（以下「FOVIAL」という。）

第4条 業務の目的

エルサルバドルの橋梁維持管理に関し、「第3条 プロジェクトの概要」に示す活動を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。

また、受注者は本業務実施にあたり、業務の目的がエルサルバドル国側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分に配慮して業務を実施することが求められる。

受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、エルサルバドル国側関係者に説明、協議の上、提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) エルサルバドル国側のプロジェクト管理体制

実施機関であるMOPTは、プロジェクトマネージャーであるDACGER局長及びDACGER、DPOP、FOVIALをカウンターパート（以下「C/P」という。）として配置予定である。

(2) 通訳と技術基準の翻訳について

本業務の実施にあたっては、通訳の配置（英西）を認める。配置に必要な経費は見積に含める。

(3) C/Pのオーナーシップの確保

本業務は、業務実施のプロセスにおいて如何にC/Pの橋梁維持管理に関する能力を向上させるかが最も重要である。

このため、受注者は全ての活動において、エルサルバドル国側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。加えて、C/Pの課題内容を発表する機会（意見交換会・セミナー等）を設け、C/P内での理解促進を図ることやMOPT発注工事の受注会社と面談を行い、必要に応じて次回派遣時までの課題を設定するなど、よりノウハウが定着するような工夫を行うこととする。

第7条 業務の内容

全体に係る活動

(1) ワークプラン

要請書や関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。そして、日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討した上で現地業務開始までにワークプラン案（和文・西文）を作成し発注者と共有する。

現地業務開始後にワークプラン案をC/P機関の関係者等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワークプラン案についての協議を行い、一連の協議を経て、必要に応じてワークプランを修正した上でC/P等と合意し、ワークプランを確定する。

(2) プロジェクト事業完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度と併せて、今後の類似プロジェクトでの活用を想定し実施運営上の工夫や課題・教訓を取りまとめる。報告書の内容についてはC/P等に説明し合意を得る。

成果1に係る活動

(3) 橋梁点検及び損傷の分析に関する能力向上（活動1-1）

現在エルサルバドル国で実施されている橋梁点検及び損傷分析についてとりまとめる。エルサルバドルではFOVIALが橋梁点検ガイドラインを保有していると情報を得ている。各部位ごとの点検方法やポイント、代表的な損傷とその補修方法、記載の内容に誤り、追記すべき事項はないか等を確認し、橋梁ガイドラインの更新が必要と判断される場合は助言を行う。

(4) 橋梁点検チェックリストの改善（活動1-2）

現在エルサルバドルで使用している橋梁点検チェックリストについて把握し、更新が必要と判断される場合は助言を行う。点検チェックリストに記載の内容は、橋梁の舗装の状態、伸縮装置の状態、防護柵等の橋梁付属物の状態、伸縮装置等からの漏水有無、上部工（支承・桁等）の状態、下部工（橋台・橋脚）の状態などを想定しているが、受注者より内容の修正や追記がある場合は提案する。その際、エルサルバドル側の状況を考慮し、エルサルバドル国政府関係者と意見交換したうえで反映する。

（５）橋梁台帳の改善（活動１－３）

現在エルサルバドルで使用している橋梁台帳について把握し、更新が必要と判断される場合は助言を行う。橋梁台帳に記載の内容は、橋梁の竣工年、橋梁形式、橋梁一般図、補修履歴などを想定しているが、受注者より内容の修正や追記がある場合は提案する。その際、エルサルバドル側の状況を考慮し、エルサルバドル国政府関係者と意見交換したうえで反映する。

（６）橋梁点検に関するi-Construction関連の最新技術（活動１－４）

我が国の国土交通省が進めているi-Construction関連など、橋梁点検で使用できる本邦の最新技術を紹介する。C/Pと協議し、先方負担事項として機材を準備できるようにであれば、実際の点検業務で実装する。

（７）エルサルバドル国の海岸道路（CA-2）に位置する橋梁での点検及び分析の実装（活動１－５）

更新した橋梁点検ガイドライン、橋梁点検チェックリスト、橋梁台帳を用い、エルサルバドルの海岸道路（CA-2）に位置する橋梁にて点検及び分析を実施する。対象橋梁及び橋梁数などの詳細は、発注者と相談の上、受注者がエルサルバドル国政府関係者へ提案し、協議を行い決定する。C/Pと協議し、先方負担事項として機材を準備できる範囲で対応する。

成果２に係る活動

（８）橋梁の診断表の作成（活動２－１）

現在エルサルバドル国に存在する橋梁のリスク診断表を作成する。リスク診断を実施するにあたり、活動１－１から１－３の内容を考慮し、点検の結果及び個々の損傷状況を考慮して橋梁ごとのリスク診断となるよう留意する。リスク診断の実施にあたり、対象橋梁及び橋梁数などの詳細は、受注者がエルサルバドル国政府関係者へ提案し、協議を行い決定する。

（９）橋梁の安全性評価（活動２－２）

活動２－１の結果から、橋梁ごとの安全性について評価する。また、安全性評価の結果については、受注者がエルサルバドル国政府関係者へ提出する。安全性が低いと判断された橋梁については、活動３－３で優先的に補修計画または架け替え計画を作成する。

成果3に係る活動

(10) 様々な損傷に対する補修工法の整理 (活動3-1)

上記活動1-1の結果から、エルサルバドルにおける橋梁の損傷状況を把握し、様々な損傷に対する補修工法を整理する。また、本邦の橋梁の損傷事例及びその補修方法、損傷原因などをエルサルバドル国政府関係者へ紹介し、橋梁維持管理に関連する知見を深める。

(11) 各補修工法一覧の作成 (活動3-2)

活動3-1を踏まえ、補修工法一覧を作成する。工法の概要、材料の特徴、概算単価などを簡潔に記載し、エルサルバドル国政府関係者と協議の上、管理しやすい様式とする。

(12) 補修計画及び架け替え計画案の作成 (活動3-3)

成果1及び成果2に関する活動、活動3-1、3-2を踏まえ、エルサルバドル国内の橋梁の補修計画及び架け替え計画案の作成を補助する。補修計画については、対象橋梁をどのような順番で対応していくのか優先順位をつける。優先度が非常に高い橋梁については数を限定して詳細な補修計画または架け替え計画を策定する。その際、C/Pの予算状況及び物流などの重要路線、政府の方針など、多岐にわたる情報から最適な計画となるよう協力する。これら一連の手続きをC/Pの主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら迅速に取り組めるよう支援する。

(13) 橋梁補修に関するi-Construction関連の最新技術 (活動3-4)

国土交通省が進めているi-Construction関連など、橋梁補修で使用できる本邦の最新技術を紹介する。C/Pと協議し、先方負担事項として機材を準備できるようにあれば、実装する。

(14) 補修に関してパイロットプロジェクトの選定 (活動3-5)

C/Pと協議し、活動3-3及び活動3-4を踏まえて、橋梁の補修計画の中からパイロットプロジェクトの内容を選定する。なお、パイロットプロジェクトに関連する全ての費用については、環境社会配慮含め先方負担事項である。C/Pと予算、実施時期等について事前に十分に協議し、協働で検討する。

(15) パイロットプロジェクトの発注 (活動3-5)

パイロットプロジェクトの選定案の中から、環境社会配慮調査及び実施機関との協議等を通じ、パイロットプロジェクトが確定するよう支援する。工事発注に当たっては、設計・積算・入札図書作成・業者選定・契約等の調達手続きに一定期間を要するため、これら一連の手続きをC/Pの主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら迅速に取り組めるよう支援する。パイロットプロジェクトの発注は、本業務の全体工期に影響が出ないよう留意する必要がある。

(16) パイロットプロジェクトの実施・監理 (活動3-5)

発注したパイロットプロジェクトのモニタリング・施工監理技術支援を行う。また、C/Pと協働で工事中事故の防止に十分務める。

成果4に係る活動

(17) 橋梁の点検、診断、補修に関するマニュアル作成（活動4-1）

成果1、成果2、成果3に係る活動をもとに、橋梁の点検、診断、補修に関するマニュアルを作成する。マニュアルの構成、内容はC/Pの主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら十分に協議し、協働で検討する。

(18) 橋梁維持管理データベース（アプリ）の構築（活動4-2）

成果1、成果2、成果3に係る活動をもとに、橋梁の点検、診断、補修に関する情報を集約する橋梁維持管理データベースを作成する。内容はC/Pと十分に協議し、協働で検討する。なお、本活動は現地再委託または補助員の活用を可とする。（経費は別見積もりとして計上する。）

(19) 橋梁の点検、診断、補修に関するマニュアルの水平展開の支援（活動4-3）

エルサルバドル国内地方自治体及びインフラ関係機関に対し、本業務で作成したマニュアル及びそのプロセス等を共有するため、C/Pによる研修等技術的水平展開方法の検討支援、実施方法改善のための技術的支援を行う。具体的な方法は、エルサルバドル国政府関係者と協議し決定する。

(20) 国内外の公共インフラ事業に従事する技術者間の交流支援（活動4-3）

エルサルバドル国内及び他の中米地域にて公共インフラ事業に従事する技術者に対し、本業務で作成したマニュアル及びそのプロセス等を共有するために、C/Pによる研修等技術的水平展開方法の検討支援、パイロットプロジェクト現場への招聘等の技術的支援を行う。具体的な方法は、エルサルバドル国政府関係者と協議し決定する。

(21) 橋梁の点検、診断、補修に関するマニュアルの中米経済一般条約常設事務局（以下「SIECA」という。）との共有及び普及支援（活動4-3）

C/PがSIECAに協議し、本業務で策定したマニュアルの普及に関して地域セミナーを開催する準備を行う。

第8条 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。最終報告書は業務完了報告書とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

報告書等	時期等	言語・部数
ワークプラン	契約締結から2週間	和文3部 西文2部
現地業務結果報告書	各派遣時	和文3部 西文2部
業務完了報告書	業務終了時	和文4部 西文3部 CD-R和文4枚

	CD-R西文 3 枚
--	------------

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。各報告書の記載項目（案）は、発注者と受注者で確認する。

（２）技術協力作成資料等

業務を通じて作成支援した以下の活動に関連する資料を入手の上、業務完了報告書に添付して提出する。

- ・補修工法一覧（活動 3-1、活動 3-2）
- ・i-Constructionに関連する最新技術一覧（活動 1-4、活動 3-4）
- ・点検、診断、補修のマニュアル（活動 4-1）
- ・セミナー資料（活動 4-3）

（３）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	点検、診断、補修と能力を向上させるための具体的な計画	第3条 プロジェクトの概要 (3) 成果 成果1、成果2、成果3 (4) 活動 活動1-1から活動3-5に関する内容 第7条 業務の内容 (3) から(16)に関する内容
2	点検と補修に関する最新技術に関して導入できそうな技術の提案	第3条 プロジェクトの概要 (4) 活動 活動1-4、活動3-4 第7条 業務の内容 (6) 及び(13)に関する内容
3	パイロットプロジェクトの実施方法について	第3条 プロジェクトの概要 (4) 活動 活動3-5 第7条 業務の内容 (14) から(16)に関する内容
4	橋梁の維持管理データベース(アプリ)の製作に関して、仕様や進め方に関する事	第3条 プロジェクトの概要 (4) 活動 活動4-2 第7条 業務の内容 (18)に関する内容
5	技術者の交流支援とマニュアルの広報の実施方法について	第3条 プロジェクトの概要 (4) 活動 活動4-3 第7条 業務の内容 (20) 及び(21)に関する内容

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：全途上国での橋梁建設または維持管理に関する経験

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／橋梁アセットマネジメント

➤ 橋梁維持管理 1

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 14.50 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者／橋梁アセットマネジメント】

- ① 類似業務経験の分野：橋梁建設または維持管理に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：橋梁維持管理1】

- ① 類似業務経験の分野：橋梁建設または維持管理に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本件に係る業務工程は、2022年12月に開始し、2025年11月までの36ヶ月間を一括の業務実施契約にて実施する。また、コロナウイルスの状況により変更となる可能性があるが、現時点での想定としては2023年1月から現地渡航可能という想定で、プロポーザルを作成する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 23.84 人月（現地：20.34人月、国内3.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／橋梁アセットマネジメント（2号）
- ② 橋梁維持管理1（3号）
- ③ 橋梁維持管理2
- ④ 広報

3) 渡航回数を目途 のべ16回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 橋梁維持管理データベース（アプリ）の構築（活動4-2）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

- エルサルバドル国公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクトプロジェクト業務完了報告書（作成年月：2015年2月）
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12247490.pdf>
- エルサルバドル国公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクトフェーズ2プロジェクト業務完了報告書（作成年月：

2021年12月)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12341715.pdf>

- 【道路アセットマネジメントプラットフォーム（RAMP：Road Asset Management Platform）】（作成年月：2019年4月）
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/ramp/index.html>
- 全世界 道路アセットマネジメント人材育成に関する基礎情報収集・確認調査報告書（作成年月：2019年4月）
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_000_12340188.html
- 全世界 道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査（作成年月：2020年9月）
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_000_12341236.html
- 全世界 2020年度道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査報告書（作成年月：2022年3月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12342382.pdf>
- 全世界 2020年度道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査報告書(参考資料)（作成年月：2022年3月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12342390.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇄*語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、エルサルバドルを管轄する JICA エルサルバドル事務所、在エルサルバドル日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) その他（以下に記載の経費）

現地セミナー開催費（参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）、会場借上費、資料・教材のコピー費、消耗品等の購入費）

橋梁の維持管理データベース構築費（現地再委託経費）

（2）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 資料等翻訳料 : 5,400 千円

（3）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

（4）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄米国⇄エルサルバドル（キャリア指定なし）

（5）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（6）外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

➤ 現地通貨はアメリカドルになります。

（7）その他留意事項

現地渡航の度に、JICA エルサルバドル事務所から渡航承認を得る必要がある。

別紙 2 : プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	0	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／橋梁アセットマネジメント</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：橋梁維持管理 1	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	